

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	10-3
処分の種類	家畜取引業者の業務停止命令			
根拠法令条例等・条項	家畜取引法第18条の2			
処分の概要	家畜取引業者が家畜売買の方法に違反した場合の業務停止処分			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】家畜取引法第18条の2 1 家畜市場において家畜売買を、知事の許可を得ずせり売り又は入札以外の方法で行った場合			
基準の制定根拠	—			